三　たん水防除事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

四　閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に要する経費があること。

五‖　小学校又は中学校の特別支援学級があること。

六‖　へき地における小学校又は中学校があるため特別の財政需要があること。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十六条の規定により国の補助金を受けて施行するたん水防除又は農地防災排水に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金（当該年度の基準財政需要額の算定の基礎となつたものを除く。）の額に、平成十三年度以前に発行について許可を得たものにあつては〇・五七を、平成十四年度以降に発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・三をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。以下「辺地債」という。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・二を、過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。）とする。

［削る］

学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程、中学校若しくは義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程に係る特別支援学級の数に、小学校又は義務教育学校の前期課程にあつては一〇四、〇〇〇円を、中学校若しくは義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程にあつては八八、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における隔遠地市町村（普通交付税に関する省令第十一条第一項第四号㈠に掲げる市町村をいう。）以外の市町村のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条に規定するへき地学校（へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）第三条に規定する級別が三級、四級又は五級であるものに限る。）で完全給食又は補食給食を実施しているものの数に、小学校及び義務教育学校の前期課程にあつては二、六二〇、〇〇〇円を、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程にあつては二、八五五、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

三　たん水防除事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

四　閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に要する経費があること。

五‖　小学校の冬期分校が設置されたこと。

六‖　小学校又は中学校の特別支援学級があること。

七‖　へき地における小学校又は中学校があるため特別の財政需要があること。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十六条の規定により国の補助金を受けて施行するたん水防除又は農地防災排水に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金（当該年度の基準財政需要額の算定の基礎となつたものを除く。）の額に、平成十三年度以前に発行について許可を得たものにあつては〇・五七を、平成十四年度以降に発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・三をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。以下「辺地債」という。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・二を、過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。）とする。

当該市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程の前年度中に設置された冬期分校に係る児童数に冬期分校の設置された月数（一月未満の端数期間があるときは、その端数期間を切り捨てる。）を乗じて得た数に八四、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程、中学校若しくは義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程に係る特別支援学級の数に、小学校又は義務教育学校の前期課程にあつては九七、〇〇〇円を、中学校若しくは義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程にあつては八〇、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における隔遠地市町村（普通交付税に関する省令第十一条第一項第四号㈠に掲げる市町村をいう。）以外の市町村のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条に規定するへき地学校（へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）第三条に規定する級別が三級、四級又は五級であるものに限る。）で完全給食又は補食給食を実施しているものの数に、小学校及び義務教育学校の前期課程にあつては二、六二〇、〇〇〇円を、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程にあつては二、八五五、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。